様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ２８ 年　 ６ 月 ２１ 日現在

機関番号：２７１０３
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2013～2015
課題番号：２５８７０６４５

研究課題名（和文）日本中世前期朝廷・幕府の流刑と領域観に関する研究

研究課題名（英文）A Study of Exile and Domain Controlled by the Imperial Court or the Kamakura Bakufu in Early Medieval Japan

研究代表者
渡邉　俊（WATANABE, SUGURU）

福岡女子大学・文理学部・准教授

研究者番号：１０４５５７６９

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,000,000円

研究成果の概要（和文）：　朝廷が独占していた流刑を鎌倉幕府が採用し、それを幕府法に定着させていった過程について研究した。とくに、流刑手続きや流刑実施にともなう人的組織の分析、幕府の流刑と前代の流刑との関係性の分析を中心に検討をすすめた。研究の成果は次の2点である。
　ひとつは、幕府の流刑が、幕府成立以前の段階よりみられた武士による在京活動・都鄙間交通といった動向を前提に築かれたことを明らかにし得た点である。ふたつめは、流刑の観点から検討された国家領域観に関するこれまでの研究が、穢・祓の解釈と密接に結びつきながら展開したことを指摘した点である。

研究成果の概要（英文）：This research is a consideration of the historical process that not only the Imperial Court but also the Kamakura Bakufu began to exile criminals and establish exile laws. The research considers in particular the procedure and the organization responsible for exile, as well as the relation between exile by the Kamakura Bakufu and exile by the Imperial court. The research result is twofold.
 First, exile by the Kamakura Bakufu was based on the samurai activities in Kyoto, their visits to the city, and the returning to their own domain.Second, this research pointed out that studies of territory over which rule or control was exercised, from the point of view of the exiled, were inextricably connected with the interpretations of "Kegare" (realizing foulness) and "Harae" (purification) from previous research.

研究分野：日本中世史

キーワード：中世史　法制史　古文書学　公武関係史　平氏政権　鎌倉幕府　朝廷

１．研究開始当初の背景

日本中世前期社会を刑罰の観点から分析する試みは、その意義や有効性が強調されてきたにもかかわらず決定的に不足している状況にある。現在参照できるまとまった研究といえば、義江彰夫氏の一連の研究のほか、上杉和彦『日本中世法体系成立史論』（校倉書房、1996 年）くらいしかない。

なかでも急務と考えられるのが、流刑の検討である。流刑については、若干の専論があるものの、他の刑罰と比較して極端に研究が少ない。拙著『中世社会の刑罰と法観念』（吉川弘文館、2011 年）においても、流刑の本格的検討はおこなっていない。

流刑の検討が急がれる理由は、研究蓄積の少なさという上記理由のほかに、流刑特有の性格を分析することが研究の広がりと新たな知見を生む可能性をはらんでいることによる。

流刑は、一定領域から罪人を排除することでもって完結する追放刑とは異なり、流刑地の選択、流刑先への移送、流刑先での監視など、罪人と科刑者である支配組織との関係が流刑期間中は途切れることがない、といった特質をもっている。

しかも流刑地は、科刑者の影響力が及ぶ領域から選択される性格をもっている。したがって流刑の検討は、科刑者である支配組織がその力を及ぼし得る領域の検討にもつながる重要な研究視角といえる。

以上の問題意識が、研究開始当初の背景にあった。

２．研究の目的

本研究は、本来朝廷が独占していた流刑を鎌倉幕府が採用し、それを幕府法に定着させていった刑罰史を検討することによって、鎌倉幕府成立史や公武関係史について、流刑の観点から新たな歴史像を提示することを目的としている。

そのため、中世前期における流刑の実態分析だけでなく、流刑を科す側の体制整備の過程やその法体系への定着の過程、支配領域観にまでふみこんだ検討をおこなうこととする。検討対象は、成立期の鎌倉幕府および朝廷である。具体的には次の 3 点である。

（１）流刑事例を鎌倉幕府・朝廷の双方にわたって検出し、流刑地選択・流刑手続き・流刑方法や流刑実施にともなう人的組織などについて明らかにする。

（２）鎌倉幕府法体系への流刑定着の過程を、朝廷との関係に留意しながら明らかにする。

（３）流刑地選択からみえる支配領域観について、鎌倉幕府・朝廷の双方にわたって検討する。

３．研究の方法

（１）流刑関係史料の網羅的収集とその分析

古記録や古文書などをもとに、流刑関係史料を朝廷・幕府双方にわたって網羅的に収集する。公刊されている史料集だけでなく、未公刊史料についても収集・分析の対象としていくこととする。

なお、収集した史料については、流刑地選択・流刑手続き・流刑方法や流刑実施にともなう人的組織などの点から分析する。

（２）流刑の観点からの公武関係史の検討

拙稿「奥州合戦の戦後処理について」（『雪国民俗』33、2008 年）において、降人の処分を、朝廷の公刑に委ねるのか、それとも幕府の私刑によって処理するのか、といった問題が奥州合戦の戦後処理の過程で生じたことを論じた。

この事例は、流刑が、従来からおこなわれていた朝廷の刑罰としての性格と、新たに展開することとなる幕府による私刑としての性格の両方を兼ね備えている場合があることを示唆する。

したがって本研究においては、流刑事例の収集・分析する上で、朝廷・幕府両者の権限の関係性についても留意しながら検討していく。

（３）研究発表・論文公表

研究結果を学会等で発表し、新たな知見を得た上で論文の執筆に役立てる。

４．研究成果

（１）研究の主な成果

はじめに研究をすすめる上で最も基礎的な作業である流刑関係史料の網羅的な収集から着手した。具体的には、『大日本史料』『平安遺文』『鎌倉遺文』『歴代残闕日記』『兵範記』『玉葉』『山槐記』『愚昧記』『百錬抄』『吾妻鏡』などの史料・史料集から、流刑関係記事を朝廷・鎌倉幕府双方にわたって網羅的に収集し、その整理をおこなった上で、一覧表を作成した。

この表は、流刑地・犯人・犯罪だけでなく、朝廷が流刑を執行する際に作成する配流官符が実際に発給されたのか否か、配流官符発給にたずさわった担当者など、本研究にとって重要となる情報を記載した基礎資料である。

さらに収集した史料のすべてについて、流刑地選択・流刑手続き・流刑方法や流刑実施にともなう人的組織などの分析に着手した。結果、配流官符の発給をともなう朝廷の正式な流刑のほかに、独自の裁量で執行されている私刑とよべるような流刑が、当時、存在していたことが徐々に明らかになってきた。また、本研究の目的の達成に近づくためには、平氏政権の分析が必要不可欠であるとの認識を得るにいたった。

そこで平氏政権下の流刑の分析をすすめ、その成果を平成 26 年 6 月に「流刑執行の観

点からみた平氏政権と朝廷」と題した研究発表をおこなった。この研究発表により、鎌倉幕府成立前後における流刑執行の様相や流刑執行手続きならびに執行に関わる人的組織について、巨視的に把握し得る視座を得ることができた。

また、未公刊史料についても精力的に研究するため東京大学史料編纂所にて写本の調査をおこない、史料分析の精度を高めることに努めた。

続いて、研究目的の第１にある「流刑実施にともなう人的組織などについて明らかにする」および第２の「鎌倉幕府法体系への流刑定着の過程を、朝廷との関係に留意しながら明らかにする」といった点をふまえて研究をすすめ、その成果を論文「中世前期の流刑と在京武士」にまとめ公表した。

同論文は、京から各地への幕府による配流が守護・大番衆・在京御家人による都鄙間交通に支えられていることに注目して、そのような幕府の配流が成立する過程を幕府成立以前の段階にまでさかのぼって検討したものである。

具体的には、朝廷の流刑を補完したり、在京活動中に流人の身柄を引き受けて本国に下ったり、平氏による私刑としての配流を担ったりといった、幕府成立以前よりみられる武士社会の動向を体制的に整備するかたちで幕府による流刑が築かれたことを明らかにした。

なお、流刑執行の思想的背景にある国家領域観の問題に関しては、これまでの研究が、穢・祓の解釈と密接に結びつきながら展開したことを指摘し、その学説史をまとめた論文「穢・祓の解釈と中世法慣習研究史」を公表することができた。

（２）得られた成果の位置づけとインパクト

従来の研究においては、武士による囚人預置慣行が幕府による流刑の基礎を形作っていたことが指摘されてきたが、それだけでなく、幕府成立以前よりみられた武士による在京活動・都鄙間交通といった武士社会の動向も幕府による流刑の直接の前提となっていた点を指摘し得た。

また、当該期流刑の実態だけでなく、広域的な移動を繰り広げる武士社会の動向のなかから流刑という一つの法が生まれる様相およびその定着の過程を、鎌倉幕府成立以前の平氏政権の段階から示し得た点は成果であった。

さらに、幕府による流刑と朝廷や平氏政権による流刑との比較検討、平氏政権による流刑の性格・特徴、幕府の流刑と前代の流刑との関係性についてまで論及することができた点も成果であった。

なお、本研究は、次の点で今後の研究に資することができるのではないかと考えている。

一つ目は、大番役成立についての問題である。大番役の成立をめぐっては、その性格も含めこれまで多くの論者が検討してきた。論文「中世前期の流刑と在京武士」では、京から各地への流人護送の背景に、訴訟や大番役による武士の在京活動があったことを指摘しているが、同論文により、大番役をめぐるこれまでの研究に議論の素材を提供できるのではないかと考える。

二つ目は、平氏政権の性格についての評価である。上記論文においては、配流官符発給をともなう朝廷の流刑とは別系統で、平氏政権による私刑としての配流が執行されていたことを指摘した。さらに、私刑としての配流の性格を明らかにした上で、後代の鎌倉幕府による配流との比較検討をおこなった。ここで得られた研究結果は、平氏政権の性格をめぐる研究に資することができるのではないかと思われる。

三点目は、刑罰史のなかに都鄙間交通の視点を盛り込むことができた点である。従来の研究においては、流刑は主に法制史の観点から、一方の都鄙間交通は法制史とは別の観点からそれぞれ論じられる傾向にあったが、両者を統合する研究視角を本研究により示すことができた。

（３）今後の展望

今後は、都鄙間交通の視点を盛り込んだ幕府法秩序の検討へと研究の歩みをすすめ、幕府法が実際に機能する姿を武士社会の動向とともに描き出していきたいと考えている。

５．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計２件）

①<u>渡邉　俊</u>、中世前期の流刑と在京武士、福岡女子大学国際文理学部紀要『文芸と思想』、査読無、80、2016 年、pp.37-60

②<u>渡邉　俊</u>、穢・祓の解釈と中世法慣習研究史、歴史評論、査読有、779、2015 年、pp.46-59

〔学会発表〕（計１件）

①<u>渡邉　俊</u>、流刑執行の観点からみた平氏政権と朝廷、東北大学国史談話会、2014 年６月14 日、東北大学

〔図書〕（計０件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計０件）

○取得状況（計０件）

〔その他〕

ホームページ等
なし

６．研究組織
(1)研究代表者
渡邉　俊（WATANABE, Suguru）
福岡女子大学・国際文理学部・准教授

研究者番号：10455769

(2)研究分担者
(　　)

研究者番号：

(3)連携研究者
(　　)

研究者番号：